

筑前町告示第96号

筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年8月1日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）

第57条第1項の規定に基づく経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の要件)

第2条 支援法人の指定を受けることができる法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は森林経営管理の実施を支援する活動を行うことを目的とする会社等であり、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 町内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは営業所のいずれかを有すること。
- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団対策法第2条第1項第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から2年を経過していない者
- (5) 国税、県税及び町税の滞納がないこと。

(指定の申請)

第3条 法第57条第1項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする

る者（以下「申請者」という。）は、筑前町森林経営管理支援法人指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの森林経営管理等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第58条各号に規定する業務（以下「業務」という。）の実施に関する計画書
- (9) 滞納のない証明書（国税、県税及び町民税）
- (10) その他町長が必要と認める書類

（支援法人の指定）

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第57条第1項の規定により、申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が支援法人として行おうとする業務が適切なものであること。
- (2) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (3) 申請者が、業務を的確かつ持続的に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 指定の有効期間は、指定の日から起算して5年を超えない範囲で、町長が定める期間（以下「指定期間」という。）とする。

3 町長は、申請者を支援法人に指定したときは、筑前町森林経営管理支援法人指定通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知し、支援法人として指定しないときは、その旨及び指定しない理由を書面により当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 支援法人は、法第57条第3項の規定による名称等の変更をしようとするとき、経営管理支援法人名称等変更届出書（様式第3号）により、あらかじめ町長に届け出るものとする。

2 支援法人は、業務の内容を変更しようとするときは、経営管理支援法人業務内容変更届出書（様式第4号）により、あらかじめ町長に届け出るものとする。

（事業の計画・実施報告等）

第6条 支援法人は、事業を開始する前に、指定を受けた年度（指定を受けた日から最初の3月31日までをいう。）における事業計画書及び収支予算書（以下、「計画書等」という。）を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度の終了後に遅滞なく当該事業年度における実施報告書及び収支決算書並びに次年度における計画書等を町長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第7条 支援法人は、指定期間において、業務を廃止したときは、経営管理支援法人業務廃止届出書(様式第5号)により、直ちに町長に届け出るものとする。

(指定の取消し)

第8条 法第59条第3項の規定によるもののほか、支援法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、当該支援法人の指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 前条の規定による業務廃止の届出があったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により指定を受けていたことが判明したとき。
- (4) その他町長が支援法人としてふさわしくないと認めるとき。

2 町長は、法第59条第3項又は前項の規定により支援法人の指定を取り消したときは、経営管理支援法人指定取消通知書(様式第6号)によりその旨を指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援法人の指定を取り消したときは、法第59条第4項の規定に準じ、遅滞なく、指定の取消しを受けた者の名称又は商号、本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは営業所の所在地と、支援法人の指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援法人の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

筑前町長 宛

法人の名称又は商号
代表者氏名

筑前町森林経営管理支援法人指定申請書

森林経営管理法第 57 条第 1 項に規定する森林経営管理支援法人の指定を受けたいので、筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 3 条の規定により次の書類を添えて申請します。

1. 所在地

本店又は主たる事務所	
支店又は営業所	

※いずれかは町内であること。

2. 添付書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの森林経営管理等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 森林経営管理法第 58 条各号に規定する業務の実施に関する計画書
- (9) 滞納のない証明書（国税、県税、町民税）
- (10) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

法人の名称又は商号
代表者 様

筑前町長

筑前町森林経営管理支援法人指定通知書

年 月 日付で申請のあった森林経営管理支援法人の指定について、審査の結果適正であるので、筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 3 項の規定により次のとおり通知します。

1. 名称又は商号	
2. 本店又は主たる事務所の所在地	
3. 事務所又は営業所の所在地	
4. 業務内容	
5. 指定の期間	年 月 日から
	年 月 日まで
6. 指定の条件その他の事項	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

筑前町長 宛

経営管理支援法人の名称又は商号
代表者氏名

経営管理支援法人名称等変更届出書

筑前町森林経営管理支援法人として指定を受けた事項について、次のとおり変更しますので、筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

筑前町長 宛

経営管理支援法人の名称又は商号
代表者氏名

経営管理支援法人業務内容変更届出書

筑前町森林経営管理支援法人としての業務内容を、次のとおり変更しますので、筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

筑前町長 宛

経営管理支援法人の名称又は商号
代表者氏名

経営管理支援法人業務廃止届出書

筑前町森林経営管理支援法人の業務を、次のとおり廃止したので、筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 7 条の規定により届け出ます。

廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

支援法人の名称又は商号
代表者氏名 様

筑前町長

経営管理支援法人指定取消通知書

筑前町森林経営管理支援法人の指定を次のとおり取り消したので、筑前町森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

指 定 取 消 年 月 日	年 月 日
指 定 取 消 し の 理 由	